

別紙

○ 国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について(平成3年5月31日付け3構改D第389号構造改善局長通知) 一部改正 新旧対照表

改正後							現行								
別紙							別紙								
(国営:その1)							(国営:その1)								
(単位:%)							(単位:%)								
予算区分 食料安定供給特別会計(歳出) 一般会計(歳出)	事業等	地帯区分	農林水産省				備考	予算区分 食料安定供給特別会計(歳出) 一般会計(歳出)	事業等	地帯区分	農林水産省				備考
			国庫率		都府県	市町村					国庫率		都府県	市町村	
			ア	イ	ウ	エ					ア	イ	ウ	エ	
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業 (かんがい排水) 畑地帯総合土地改良 パイロット事業費 (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	国営かんがい排水 <一般型> (かんがい排水) (造成土地改良) (施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	75	70	25	5	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 <<※>>書は併せ行うため池整備に適用する。注17) << >>書は一体的に行う耐震化対策及び一体的に行う地域防災対策に適用する。注18) (())書は国営施設応急対策事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 「田以外:特殊土壌等」とは、平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。	75	70	25	5	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 <<※>>書は併せ行うため池整備に適用する。注17) << >>書は一体的に行う耐震化対策及び一体的に行う地域防災対策に適用する。注18) (())書は国営施設応急対策事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 「田以外:特殊土壌等」とは、平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。			
			70	70	20	8		70	70	20	8				
			67.5	2/3	20.9	8				67.5	2/3	20.9	8		
			65	2/3	19	8				65	2/3	19	8		
			60	2/3	17	6				60	2/3	17	6		
			[※]	[2/3]	[17]	[7]				[※]	[2/3]	[17]	[7]		
			(※)	(2/3)	(17)	(6)				(※)	(2/3)	(17)	(6)		
			<65>	<2/3>	<30>	<3.4>				<65>	<2/3>	<30>	<3.4>		
			<<※>>	<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>				<<※>>	<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>		
			<<※>>	<<70>>	<<30>>	<< 0>>				<<※>>	<<70>>	<<30>>	<< 0>>		
			(※)	(2/3)	((19.4))	((9))				(※)	(2/3)	((19.4))	((9))		
			[ただし田以外:特殊土壌等]								[ただし田以外:特殊土壌等]				
			65	2/3	17	6				65	2/3	17	6		
			[ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム]								[ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム]				
			50	50	25	10				50	50	25	10		
	<特別型>		74	70	25	5				74	70	25	5		
	(かんがい排水)		69	70	20	8				69	70	20	8		
	(内水排除)		69	2/3	23.4	8				69	2/3	23.4	8		
	(総合かんがい排水)		66	2/3	21	8				66	2/3	21	8		
	(畑地帯水源整備)		63	2/3	19	7				63	2/3	19	7		
	(広域かんがい排水)		58	2/3	17	6				58	2/3	17	6		
			[ただし田以外:特殊土壌等]								[ただし田以外:特殊土壌等]				
			63	2/3	17	6				63	2/3	17	6		
			[ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム]								[ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム]				
			48	50	25	9				48	50	25	9		
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備 <一般型> (農地再編整備)		75	70	17.5	5	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備 <一般型> (農地再編整備)		75	70	17.5	5	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。
国営農用地再編開発事業費	(農地開発)		60	2/3	17	6		国営農用地再編開発事業費	(農地開発)		60	2/3	17	6	
	(総合農地開発)		<※>	<2/3>	<24.4>	< 5>			(総合農地開発)		<※>	<2/3>	<24.4>	< 5>	
	(国営緊急農地再編整備)		<65>	<55>	<30>	<10>			(国営緊急農地再編整備)		<65>	<55>	<30>	<10>	
			<60>	<55>	<28>	<11>					<60>	<55>	<28>	<11>	
			<50>	<50>	<29>	<14>					<50>	<50>	<29>	<14>	
			(※)	(2/3)	(25.2)	(5)					(※)	(2/3)	(25.2)	(5)	
	<特別型>		74	70	17	5				74	70	17	5		
	(農地開発)		58	2/3	17	6				58	2/3	17	6		
	(総合農地開発)														
	草地開発		74	70	17	5				74	70	17	5		
	<一般型>		65	2/3	17	6				65	2/3	17	6		
直轄干拓事業費	国営干拓 <一般型>		72	70	13	0		直轄干拓事業費	国営干拓 <一般型>		72	70	13	0	
			72	2/3	16.4	0				72	2/3	16.4	0		
			70	70	12	0				70	70	12	0		
			70	2/3	15.4	0				70	2/3	15.4	0		
	<特別型>		75	70	15	0				75	70	15	0		
			75	2/3	18.4	0				75	2/3	18.4	0		
			72	70	13	0				72	70	13	0		
			72	2/3	16.4	0				72	2/3	16.4	0		
(削る)	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)	75	70	30	0		総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)		75	70	30	0	
			65	2/3	30	3.4				65	2/3	30	3.4		
			※	50	35	15				※	50	35	15		

(国営:その2)

(単位:%)

予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		北 海 道				
		国 庫 率		道	市町村	
		ア	イ	ウ	エ	
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業 費	かんがい排水事業費	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書は、かんがい排水の環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 { }書は併せ行うため池整備に適用する。注17) << >>書は一体的に行う耐震化対策及び一体的に行う地域防災対策に適用する。注18) (()書は国営施設応急対策事業に適用する。 〔ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	85	85	10	2	
	(かんがい排水)	85	85	10	2	
	(造成土地改良)	85	80	15	2	
	(施設整備)	[※]	[80]	[15]	[3]	
	(明渠排水)	<80>	<75>	<19>	<6>	
	(内水排除)	80	75	19	3	
	(施設改修)	80	85	15	0	
	(総合かんがい排水)	77.5	85	13	2	
	(畑地帯水源整備)	77.5	75	22.5	2.5	
	(広域かんがい排水)	75	75	20	4	
		70	75	17	3	
		[※]	[75]	[17]	[4]	
		(※)	(85)	(12)	(2)	
		(※)	(80)	(15)	(2)	
		(※)	(75)	(17)	(3)	
		(65)	(75)	(25)	(0)	
		(65)	(80)	(20)	(0)	
		65	2/3	23	5	
		55	60	27	5	
		<<※>>	<<75>>	<<25>>	<<0>>	
		((※))	((85))	((12))	((2))	
		((※))	((80))	((16))	((2.5))	
		((※))	((75))	((18))	((4.5))	
		{55}	{50}	{27.5}	{9}	
	<特別型>	89	85	12	2	
	(かんがい排水)	<85>	<80>	<15>	<5>	
	(内水排除)	84	85	10	2	
	(総合かんがい排水)	84	80	15	2	
	(畑地帯水源整備)	<80>	<75>	<19>	<6>	
		79	85	15	0	
		76.5	85	13	2	
		76.5	75	22.5	2.5	
		74	75	20	4	
		69	75	17	3	
		{53}	{50}	{26.5}	{9}	
	農用地再編整備事業費	80	75	15	4	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。
	国営農用地再編開発事業費	67.5	75	13	5	
	(農地再編整備)	65	75	13	5	
	(農地開発)	<※>	<75>	<18>	<4>	
	(総合農地開発)	<60>	<55>	<28>	<11>	
	(国営緊急農地再編整備)	<60>	<50>	<33>	<11>	
		<55>	<50>	<31>	<13>	
		<50>	<50>	<29>	<14>	
		(※)	(75)	(18.3)	(4)	
	<特別型>					
	(農地開発)					
	(総合農地開発)					
	草地開発	70	70	20	4	
	<一般型>	75	70	22	3	
	直轄干拓事業費					
	国営干拓					
	<一般型>					
	<特別型>					
(削る)	総合農地防災事業費	65	75	25	0	
	国営総合農地防災					
	<一般型>					
	(総合農地防災)					

(国営:その2)

(単位:%)

予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		北 海 道				
		国 庫 率		道	市町村	
		ア	イ	ウ	エ	
農 業 生 産 基 盤 保 全 管 理 ・ 整 備 事 業 費	かんがい排水事業費	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書は、かんがい排水の環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 { }書は併せ行うため池整備に適用する。注17) << >>書は一体的に行う耐震化対策及び一体的に行う地域防災対策に適用する。注18) (()書は国営施設応急対策事業に適用する。 〔ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	85	85	10	2	
	(かんがい排水)	85	85	10	2	
	(造成土地改良)	85	80	15	2	
	(施設整備)	[※]	[80]	[15]	[3]	
	(明渠排水)	<80>	<75>	<19>	<6>	
	(内水排除)	80	75	19	3	
	(施設改修)	80	85	15	0	
	(総合かんがい排水)	77.5	85	13	2	
	(畑地帯水源整備)	77.5	75	22.5	2.5	
	(広域かんがい排水)	75	75	20	4	
		70	75	17	3	
		[※]	[75]	[17]	[4]	
		(※)	(85)	(12)	(2)	
		(※)	(80)	(15)	(2)	
		(※)	(75)	(17)	(3)	
		(65)	(75)	(25)	(0)	
		(65)	(80)	(20)	(0)	
		65	2/3	23	5	
		55	60	27	5	
		<<※>>	<<75>>	<<25>>	<<0>>	
		((※))	((85))	((12))	((2))	
		((※))	((80))	((16))	((2.5))	
		((※))	((75))	((18))	((4.5))	
		{55}	{50}	{27.5}	{9}	
	<特別型>	89	85	12	2	
	(かんがい排水)	<85>	<80>	<15>	<5>	
	(内水排除)	84	85	10	2	
	(総合かんがい排水)	84	80	15	2	
	(畑地帯水源整備)	<80>	<75>	<19>	<6>	
		79	85	15	0	
		76.5	85	13	2	
		76.5	75	22.5	2.5	
		74	75	20	4	
		69	75	17	3	
		{53}	{50}	{26.5}	{9}	
	農用地再編整備事業費	80	75	15	4	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。
	国営農用地再編開発事業費	67.5	75	13	5	
	(農地再編整備)	65	75	13	5	
	(農地開発)	<※>	<75>	<18>	<4>	
	(総合農地開発)	<60>	<55>	<28>	<11>	
	(国営緊急農地再編整備)	<60>	<50>	<33>	<11>	
		<55>	<50>	<31>	<13>	
		<50>	<50>	<29>	<14>	
		(※)	(75)	(18.3)	(4)	
	<特別型>					
	(農地開発)					
	(総合農地開発)					
	草地開発	70	70	20	4	
	<一般型>	75	70	22	3	
	直轄干拓事業費					
	国営干拓					
	<一般型>					
	<特別型>					
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	65	75	25	0	
	国営総合農地防災					
	<一般型>					
	(総合農地防災)					

(国営:その3)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率		県	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水<一般型>	100 85	95 90	5 7	0 1	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書は、かんがい排水の環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17)
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	[※] (※) (※) (※) (※)	[90] (95) (7) (90) (90)	[7] (5) (7) (5) (7)	[1.5] (0) (1) (0) (2)	
	<特別型>						()書は国営施設機能保全事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
農用地再編整備事業費	国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発<一般型>					
	国営農用地再編開発事業費	(農地再編整備)					
	国営農用地開発事業費	(農地開発)					
		(総合農地開発)					
	<特別型>						
直轄干拓事業費	国営干拓<一般型>						
	<特別型>						
(削る)	総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型>					

(国営:その3)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率		県	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤保全管理・整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水<一般型>	100 85	95 90	5 7	0 1	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書は、かんがい排水の環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17)
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	[※] (※) (※) (※) (※)	[90] (95) (7) (90) (90)	[7] (5) (7) (5) (7)	[1.5] (0) (1) (0) (2)	
	<特別型>						()書は国営施設機能保全事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
農用地再編整備事業費	国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発<一般型>					
	国営農用地再編開発事業費	(農地再編整備)					
	国営農用地開発事業費	(農地開発)					
		(総合農地開発)					
	<特別型>						
直轄干拓事業費	国営干拓<一般型>						
	<特別型>						
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型>					

(国営:その4)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		奄 美				
		国 庫 率		県	市町村	
		ア	イ	ウ	エ	
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費 <一般型>	95 85	90 90	8 7	1 1	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 〔 〕書は併せ行うため池整備に適用する。注17) ()書は国営施設応急対策事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費 (かんがい排水) (造成土地改良) (施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	[※] [90] (※) (90) (※) (90) (※) (90) (※) (90)	[7] [7] (8) (7) (10) (8.5) (7)	[1.5] [1.5] (1) (1) (0) (1) (1) (2)		
	<特別型> (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)					
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備					
国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発 <一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)	90	85	10	2	
	<特別型> (農地開発) (総合農地開発)					
	草地開発 <一般型>					
直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>					
	<特別型>					
(削る)	総合農地防災事業費 (総合農地防災)					

(国営:その4)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		奄 美				
		国 庫 率		県	市町村	
		ア	イ	ウ	エ	
農業生産基盤 保 全 管理 ・整備事業費	かんがい排水事業費 <一般型>	95 85	90 90	8 7	1 1	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 〔 〕書は併せ行うため池整備に適用する。注17) ()書は国営施設応急対策事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費 (かんがい排水) (造成土地改良) (施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	[※] [90] (※) (90) (※) (90) (※) (90)	[7] [7] (8) (7) (10) (8.5) (7)	[1.5] [1.5] (1) (1) (0) (1) (1) (2)		
	<特別型> (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)					
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備					
国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発 <一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)	90	85	10	2	
	<特別型> (農地開発) (総合農地開発)					
	草地開発 <一般型>					
直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>					
	<特別型>					
農地等保全事業費	総合農地防災事業費 (総合農地防災)					

(国営:その5)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率		都 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水<一般型>	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (()書は国営施設応急対策事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。	
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良) 施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	85 [※] 80 77.5 77.5 75 70 [※] (※) (※) (※) <※> <※> (※) (※) (※) (※)	85 [80] 15 85 13 22.5 20 [75] (85) (80) (75) <75> <80> (85) (80) (75)	12 10 15 15 13 22.5 4 [17] (12) (15) (17) <25> <20> (12) (16) (18)	2 2 2 0 2 2.5 3 [4] (2) (2) (3) <0> <0> (2) (2.5) (4.5)		
		{ただし「ファームボンド」、先行核地域及び農業水利制御システム}	55	50	27.5	9		
		<特別型>	89	85	12	2		
		(かんがい排水)	84	85	10	2		
		(内水排除)	84	80	15	2		
		(総合かんがい排水)	79	85	15	0		
		(畑地帯水源整備)	76.5	85	13	2		
		(広域かんがい排水)	76.5	75	22.5	2.5		
			74	75	20	4		
			69	75	17	3		
			{ただし「ファームボンド」、先行核地域及び農業水利制御システム}	53	50	26.5	9	
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備						
	国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発<一般型>						
	国営農用地開発事業費	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)						
		<特別型>						
		(農地開発)						
		(総合農地開発)						
	直轄干拓事業費	草 地 開 発<一般型>						
		国 営 干 拓<一般型>						
		<特別型>						
(削る)	総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型>						
		(総合農地防災)						

(国営:その5)

(単位:%)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率		都 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤 ^保 全 ^{管理} ・整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水<一般型>	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (()書は国営施設応急対策事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。	
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良) 施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	85 [※] 80 77.5 77.5 75 70 [※] (※) (※) (※) <※> <※> (※) (※) (※)	85 [80] 15 85 13 22.5 20 [75] (85) (80) (75) <75> <80> (85) (80) (75)	12 10 15 15 13 22.5 4 [15] (12) (15) (17) <25> <20> (12) (16) (18)	2 2 2 0 2 2.5 3 [3] (2) (2) (3) <0> <0> (2) (2.5) (4.5)		
		{ただし「ファームボンド」、先行核地域及び農業水利制御システム}	55	50	27.5	9		
		<特別型>	89	85	12	2		
		(かんがい排水)	84	85	10	2		
		(内水排除)	84	80	15	2		
		(総合かんがい排水)	79	85	15	0		
		(畑地帯水源整備)	76.5	85	13	2		
		(広域かんがい排水)	76.5	75	22.5	2.5		
			74	75	20	4		
			69	75	17	3		
			{ただし「ファームボンド」、先行核地域及び農業水利制御システム}	53	50	26.5	9	
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備						
	国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発<一般型>						
	国営農用地開発事業費	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)						
		<特別型>						
		(農地開発)						
		(総合農地開発)						
	直轄干拓事業費	草 地 開 発<一般型>						
		国 営 干 拓<一般型>						
		<特別型>						
農地等保全事業費	総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型>						
		(総合農地防災)						

(都道府県営:その1)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	65 60 50 <※> ※ ※ ※	65 60 25 <50> 45 50 25 55	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25	7 8 10 <11> 10 10 10	<>書はかんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修	50 ※	50 45	25 27.5	10 10	
		基幹水利施設ストックマネジメント	※	50	25	10	
経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10		
圃場整備補助事業費補助	担い手育成型	※ <※>	50 <50>	27.5 <25>	10 <10>	<>書は高度利用型に適用する。	
		一 般 型	65 60 55 55 50 50 45	65 60 25 55 22.5 27.5 25 27.5	17.5 20 25 10 8 10 10		7 8 10 8 10 10 10
		資 源 活 用 型	50 45	50 45	25 27.5		10 10
諸土地改良助事業費補助	土地改良総合整備	<55> (※) 50 45	<50> (50) 50 45	<32.5> (27.5) 25 27.5	<10> (10) 10 10	<>書は担い手育成型(集約農業型)に適用する。特定地域型は注4)による。()書は新技術導入推進農業農村整備、担い手支援型に適用する。	
		水田農業振興緊急整備	※	50	27.5		10
諸土地改良助事業費補助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。	
		農村環境保全整備推進モデル	※ ※	50 55	25 25		10 10
		新農業水利システム保全対策	※	50	25		10
		畑地かんがい推進モデルほ場設置	50	50	25		10
		畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備				
畑地帯総合農地整備事業費補助	(担い手育成型)	※	50	25	10		
		※	50	25	10		
		50	50	25	10		
		65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
	(緊急整備型)	50	50	25	10		
		65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
		70 65 60 55	55 50 50 50	30 32.5 30 27.5	6 7 8 8		
		65 45	50 45	29 22	0 0		
	(一般型)	70 65 60 55	55 50 50 50	30 32.5 30 27.5	6 7 8 8		
		65 45	50 45	29 22	0 0		
(干拓型)	65 45	50 45	29 22	0 0			

(都道府県営:その1)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤保全管理・整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	65 60 50 <※> ※ ※ ※	65 60 25 <50> 45 50 25 55	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25	7 8 10 <11> 10 10 10	<>書はかんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。	
		基幹水利施設補修	50 ※	50 45	25 27.5	10 10		
		基幹水利施設ストックマネジメント	※	50	25	10		基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するものみに適用する。
経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10			
		圃場整備補助事業費補助	担い手育成型	※ <※>	50 <50>	27.5 <25>	10 <10>	<>書は高度利用型に適用する。
				一 般 型	65 60 55 55 50 50 45	65 60 25 55 22.5 27.5 25 27.5	17.5 20 25 10 8 10 10	
資 源 活 用 型	50 45			50 45	25 27.5	10 10		
諸土地改良助事業費補助	土地改良総合整備	<55> (※) 50 45	<50> (50) 50 45	<32.5> (27.5) 25 27.5	<10> (10) 10 10	<>書は担い手育成型(集約農業型)に適用する。特定地域型は注4)による。()書は新技術導入推進農業農村整備、担い手支援型に適用する。		
		水田農業振興緊急整備	※	50	27.5		10	
諸土地改良助事業費補助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。		
		農村環境保全整備推進モデル	※ ※	50 55	25 25		10 10	
		新農業水利システム保全対策	※	50	25		10	
		畑地かんがい推進モデルほ場設置	50	50	25		10	
		畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備					
畑地帯総合農地整備事業費補助	(担い手育成型)	※	50	25	10			
		※	50	25	10			
		50	50	25	10			
		65 50	65 50	17.5 25	7.5 10			
	(緊急整備型)	50	50	25	10			
		65 50	65 50	17.5 25	7.5 10			
		70 65 60 55	55 50 50 50	30 32.5 30 27.5	6 7 8 8			
		65 45	50 45	29 22	0 0			
	(一般型)	70 65 60 55	55 50 50 50	30 32.5 30 27.5	6 7 8 8			
		65 45	50 45	29 22	0 0			
(干拓型)	65 45	50 45	29 22	0 0				

(都道府県営:その2)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考				
		農 林 水 産 省								
		国 庫 率	都 府 県	市 町 村						
		ア	イ	ウ	エ					
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) ()書は従前の総バ事業、 < >書は従前のミニ総バ事業に 適用する。 ()書は注5)に適用する。 < >書は特殊地域等に適用 する。			
		(農村総合整備)	{ 60 } < 55 > 50	{ 50 } < 50 > 50	{ 30 } < 27.5 > 25	{ 8 } < 9 > 10				
		(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27.5 (27.5)	9 (10)				
		(地域開発関連整 備)	< ※ > 50 45	< 55 > 50 45	< 25 > 25 27.5	< 10 > 10 10				
	農村振興整備 事業費補助	農村振興総合整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
		田園整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
	中山間総合整備 事業費補助	中山間総合整備	(中山間地域総合 整備)	< 2/3 > 60 < 55 >	< 50 > 55 < 50 >	< 33.3 > 30 < 27.5 >	< 6 > 10 < 8 >	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) < >書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。 ()書は農地機能保全対策 に適用する。		
			(農地環境整備)	60	55	30	10			
			(中山間地域総合 農地防災)	※ ※	(55) 55	(32) 29	(13) 14			
農業生産基盤整 備事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災	(防災ダム)	65 60 60 55 50 ※ ※	55 55 50 50 50 55 50	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適用 する。 注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ()書は地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。		
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > 60 60 < 50 > < ※ > 50 ※ ※ (※)	< 55 > < 50 > 55 50 < 50 > < 50 > 50 50 55 (55)	< 37 > < 42 > 28 11 < 32 > < 32 > 29 14 29 (28)	< 8 > < 8 > 11 11 11 < 18 > < 18 > 14 14 14 (11)			
			(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18			
			農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	65 ※ 50 45 40	55 50 29 31 40	30 32 14 16 30		10 18 14 16 11	地すべり対策を除く。
			農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 < ※ > 60 60 < ※ > 55 50 (※) [※] [※]	55 55 < 55 > 55 50 < 50 > 50 (50) [55] [50]	41 41 < 35 > 34 39 35 34 32 (35) [29] [29]		4 4 < 10 > 11 11 < 15 > 16 18 (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 < >書は国営総合農地防犯事 業に附帯する県営防犯事業に適 用する。 ()書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 []書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。注9)
			震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施設 整備	< ※ > < ※ >	< 55 > < 50 >	< 37 > < 32 >		< 8 > < 18 >	

(都道府県営:その2)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考				
		農 林 水 産 省								
		国 庫 率	都 府 県	市 町 村						
		ア	イ	ウ	エ					
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) ()書は従前の総バ事業、 < >書は従前のミニ総バ事業に 適用する。 ()書は注5)に適用する。 < >書は特殊地域等に適用 する。			
		(農村総合整備)	{ 60 } < 55 > 50	{ 50 } < 50 > 50	{ 30 } < 27.5 > 25	{ 8 } < 9 > 10				
		(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27.5 (27.5)	9 (10)				
		(地域開発関連整 備)	< ※ > 50 45	< 55 > 50 45	< 25 > 25 27.5	< 10 > 10 10				
	農村振興整備 事業費補助	農村振興総合整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
		田園整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
	中山間総合整備 事業費補助	中山間総合整備	(中山間地域総合 整備)	< 2/3 > 60 < 55 >	< 50 > 55 < 50 >	< 33.3 > 30 < 27.5 >	< 6 > 10 < 8 >	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) < >書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。 ()書は農地機能保全対策 に適用する。		
			(農地環境整備)	60	55	30	10			
			(中山間地域総合 農地防災)	※ ※	(55) 55	(32) 29	(13) 14			
農地等保全事業 費	農地防災事業費補助	農 地 防 災	(防災ダム)	65 60 60 55 50 ※ ※	55 55 50 50 50 55 50	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16	注7)に該当するものに適用 する。 注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ()書は地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。		
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 > 60 60 < 50 > < ※ > 50 ※ ※ (※)	< 55 > < 50 > 55 50 < 50 > < 50 > 50 50 55 (55)	< 37 > < 42 > 28 11 < 32 > < 32 > 29 14 29 (28)	< 8 > < 8 > 11 11 11 < 18 > < 18 > 14 14 14 (11)			
			(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18			
			農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	65 ※ 50 45 40	55 50 29 31 40	30 32 14 16 30		10 18 14 16 11	地すべり対策を除く。
			農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 < ※ > 60 60 < ※ > 55 50 (※) [※] [※]	55 55 < 55 > 55 50 < 50 > 50 (50) [55] [50]	41 41 < 35 > 34 39 35 34 32 (35) [29] [29]		4 4 < 10 > 11 11 < 15 > 16 18 (10) [14] [14]	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 < >書は国営総合農地防犯事 業に附帯する県営防犯事業に適 用する。 ()書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 []書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。注9)
			震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施設 整備	< ※ > < ※ >	< 55 > < 50 >	< 37 > < 32 >		< 8 > < 18 >	

(都道府県営:その3)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
				60	55	34	11		
				60	50	39	11		
				55	50	34	16		
				50	50	32	18		
				※	55	39	6		
				※	55	34	11		
				※	50	34	16		
				<60>	<55>	<37>	<8>		注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
				<60>	<50>	<42>	<8>		
<※>	<55>	<42>	<3>						
60	55	28	11						
60	50	33	11						
※	55	33	11						
<50>	<50>	<32>	<18>						
<※>	<55>	<32>	<13>						
<※>	<50>	<32>	<18>						
<※>	<55>	<32>	<13>						
50	50	29	14						
※	55	29	14						
(湛水防除)	60	55	37	8					
	60	50	42	8					
	※	55	42	3					
	55	50	37	13					
	※	55	37	8					
	50	50	32	18					
※	55	32	13						
※	55	35	10						
※	50	35	15						
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	65	55	30	10					
	※	50	32	18					
	50	50	29	14					
	45	45	31	16					
	40	40	30	11					
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 公 害 防 除 特 別 土 地 改 良	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 <>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。			
		65	55	41	4				
		60	55	34	11				
		60	50	39	11				
		55	55	34	11				
		55	50	34	16				
		50	50	32	18				
		※	50	35	15				
		※	55	39	6				
		※	55	34	11				
(※)	(50)	(35)	(10)						
(※)	(55)	(35)	(10)						
<※>	<55>	<35>	<10>						
<※>	<50>	<35>	<15>						
(農村災害対策整備)	<※>	<2/3>	<29>	<4.4>	<>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。				
	※	50	29	14					
	(※)	(55)	(29)	(14)					
	<※>	<50>	<25>	<11>					
	※	45	27.5	10					
※	50	25	10						
※	55	25	10						
[※]	[50]	[25]	[10]						
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。		
			60	60	20	8			
			50	50	25	10			
			<※>	<50>	<25>	<11>			
			※	45	27.5	10			
			※	50	25	10			
※	55	25	10						
[※]	[50]	[25]	[10]						

(都道府県営:その3)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
				60	55	34	11		
				60	50	39	11		
				55	50	34	16		
				50	50	32	18		
				※	55	39	6		
				※	55	34	11		
				※	50	34	16		
				<60>	<55>	<37>	<8>		注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
				<60>	<50>	<42>	<8>		
<※>	<55>	<42>	<3>						
60	55	28	11						
60	50	33	11						
※	55	33	11						
<50>	<50>	<32>	<18>						
<※>	<55>	<32>	<13>						
<※>	<50>	<32>	<18>						
<※>	<55>	<32>	<13>						
50	50	29	14						
※	55	29	14						
(湛水防除)	60	55	37	8					
	60	50	42	8					
	※	55	42	3					
	55	50	37	13					
	※	55	37	8					
	50	50	32	18					
※	55	32	13						
※	55	35	10						
※	50	35	15						
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	65	55	30	10					
	※	50	32	18					
	50	50	29	14					
	45	45	31	16					
	40	40	30	11					
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 公 害 防 除 特 別 土 地 改 良	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 <>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。			
		65	55	41	4				
		60	55	34	11				
		60	50	39	11				
		55	55	34	11				
		55	50	34	16				
		50	50	32	18				
		※	50	35	15				
		※	55	39	6				
		※	55	34	11				
(※)	(50)	(35)	(10)						
(※)	(55)	(35)	(10)						
<※>	<55>	<35>	<10>						
<※>	<50>	<35>	<15>						
(農村災害対策整備)	<※>	<2/3>	<29>	<4.4>	<>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。				
	※	50	29	14					
	(※)	(55)	(29)	(14)					
	<※>	<50>	<25>	<11>					
	※	45	27.5	10					
※	50	25	10						
※	55	25	10						
[※]	[50]	[25]	[10]						
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。		
			60	60	20	8			
			50	50	25	10			
			<※>	<50>	<25>	<11>			
			※	45	27.5	10			
			※	50	25	10			
※	55	25	10						
[※]	[50]	[25]	[10]						

(都道府県営:その4)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率	都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ			
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費補助	農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。	
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10		
		(畑地帯担い手育 成型)	※	50	25	10		
		(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。			
農 地 防 災	※ ※	55 50	35 35	10 15				
6次産業化等促 進基盤整備事業	6次産業化等促進基 盤整備事業	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 〔 〕書は基幹水利施設保全 型に適用する。	
			60	60	20	8		
			50	50	25	10		
			〈※〉	〈50〉	〈25〉	〈11〉		
			※	45	27.5	10		
			※	50	25	10		
		※	55	25	10			
		〔※〕	〔50〕	〔25〕	〔10〕			
		農 地 整 備	(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手育 成型)	※	50	25	10	
			(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10	
			(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10	
(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50		65 50	17.5 25	7.5 10			
草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※		50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。		
農山漁村地域整 備事業費	農山漁村地域整備交 付金	経 営 体 育 成 基 盤 整 備	〈※〉	〈50〉	〈27.5〉	〈10〉	〈 〉書は一般型、面的集積 型、農業生産法人等育成型に適 用する。 ()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成 型、畑地帯担い手支援型、草地 整備型、畜産担い手総合整備 型、草地林地総合整備型に適用 する。	
			〈※〉	〈55〉	〈27.5〉	〈10〉		
			(50)	(50)	(25)	(10)		
			(※)	(50)	(25)	(10)		
			(※)	(55)	(25)	(10)		
			農 地 整 備					
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10		
		(畑地帯担い手育 成型)	※ ※	50 55	25 25	10 10		
		(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。	

(都道府県営:その4)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率	都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ			
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費補助	農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。	
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10		
		(畑地帯担い手育 成型)	※	50	25	10		
		(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。			
農 地 防 災	※ ※	55 50	35 35	10 15				
6次産業化等促 進基盤整備事業	6次産業化等促進基 盤整備事業	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	〈 〉書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 〔 〕書は基幹水利施設保全 型に適用する。	
			60	60	20	8		
			50	50	25	10		
			〈※〉	〈50〉	〈25〉	〈11〉		
			※	45	27.5	10		
			※	50	25	10		
		※	55	25	10			
		〔※〕	〔50〕	〔25〕	〔10〕			
		農 地 整 備	(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備(注15)を除く。
			(畑地帯担い手育 成型)	※	50	25	10	
			(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10	
			(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10	
(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50		65 50	17.5 25	7.5 10			
草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※		50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。		
農山漁村地域整 備事業費	農山漁村地域整備交 付金	経 営 体 育 成 基 盤 整 備	〈※〉	〈50〉	〈27.5〉	〈10〉	〈 〉書は一般型、面的集積 型、農業生産法人等育成型に適 用する。 ()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成 型、畑地帯担い手支援型、草地 整備型、畜産担い手総合整備 型、草地林地総合整備型に適用 する。	
			〈※〉	〈55〉	〈27.5〉	〈10〉		
			(50)	(50)	(25)	(10)		
			(※)	(50)	(25)	(10)		
			(※)	(55)	(25)	(10)		
			農 地 整 備					
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10		
		(畑地帯担い手育 成型)	※ ※	50 55	25 25	10 10		
		(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10		
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10		
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。	

(都道府県営：その5) (略)

(都道府県営：その6)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	集落基盤整備	※ 50 <※> [50]	50 50 <50> [45]	25 25 <25> [27.5]	10 10 <11> [10]	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) <>書は地域用水機能の増進 を伴う農業用排水施設整備に 係るものに適用する。ただし、 ダム、頭首工等の基幹的施設は 除く。 []書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。		
		農業基盤整備促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]		()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)	
		農業水利施設保全合理 化事業	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10			
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。		
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	44 32	6 18			
		農 道 整 備	50 45	50 45	25 27.5	18 20	注4)に該当する場合に適用 する。		
農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	65 60 50 <※> ※ ※ [※]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。		
		農 地 整 備							営農環境整備(注15)を除 く。
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10			
		(畑地帯担い手育 成型)	※ ※	50 55	25 25	10 10			
		(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10			
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10			
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10			
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10		雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。	
		農 地 防 災	※ ※	55 50	35 35	10 15			
		農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]		10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合理 化事業	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10				
水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10				
農村地域復興再 生基盤総合整備	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	水利施設整備	50 <※> ※ ※ [※]	50 <50> 50 55 [50]	25 <25> 25 25 [25]	10 <11> 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。		

(都道府県営：その5) (略)

(都道府県営：その6)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	集落基盤整備	※ 50 <※> [50]	50 50 <50> [45]	25 25 <25> [27.5]	10 10 <11> [10]	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) <>書は地域用水機能の増進 を伴う農業用排水施設整備に 係るものに適用する。ただし、 ダム、頭首工等の基幹的施設は 除く。 []書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。		
		農業基盤整備促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]		()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)	
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。		
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	44 32	6 18			
		農 道 整 備	50 45	50 45	25 27.5	18 20	注4)に該当する場合に適用 する。		
農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	65 60 50 <※> ※ ※ [※]	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。		
		農 地 整 備							営農環境整備(注15)を除 く。
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10			
		(畑地帯担い手育 成型)	※ ※	50 55	25 25	10 10			
		(畑地帯担い手支 援型)	※	50	25	10			
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	50	50	25	10			
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10			
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10		雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。	
		農 地 防 災	※ ※	55 50	35 35	10 15			
		農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]		10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合理 化事業	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10				
水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10				
農村地域復興再 生基盤総合整備	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	水利施設整備	50 <※> ※ ※ [※]	50 <50> 50 55 [50]	25 <25> 25 25 [25]	10 <11> 10 10 [10]	<>書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。		

(都道府県営:その7)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率	都 府 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農 地 整 備	(経営体育成型)	※	50	27.5	10	営農環境整備(注15)を除く。
			※	55	27.5	10	
		(畑地帯担い手育成型)	※	50	25	10	
		(畑地帯担い手支援型)	※	50	25	10	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10	
		65	65	17.5	7.5		
		50	50	25	10		
	草地畜産基盤整備	※	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
		※	55	25	10		
	農 地 防 災						
	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
		60	55	34	11		
		60	50	39	11		
		55	50	34	16		
		50	50	32	18		
	※	55	39	6			
	※	55	34	11			
	※	50	34	16			
(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。		
	<60>	<50>	<42>	<8>			
	60	55	28	11			
	60	50	33	11			
	<50>	<50>	<32>	<18>			
	<※>	<50>	<32>	<18>			
	50	50	29	14			
	※	50	29	14			
	※	55	29	14			
	(※)	(55)	(28)	(11)			
(湛水防除)	60	55	37	8			
	60	50	42	8			
	55	50	37	13			
	50	50	32	18			
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	※	50	32	18	地すべり対策を除く。		
	50	50	29	14			
	40	40	30	11			
地 盤 沈 下 対 策 農 村 環 境 保 全							
(地盤沈下対策)	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。		
	60	50	39	11			
	55	50	34	16			
	(※)	(50)	(35)	(10)			
(農村災害対策整備)	※	50	29	14	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。		
	(※)	(55)	(29)	(14)			
震災対策農業水利施設整備	<※>	<55>	<37>	<8>			
	<※>	<50>	<32>	<18>			
中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。		
(中山間地域総合整備)	60	55	30	10			
集落基盤整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。		
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
			※	55	27.5	10	
			(※)	(50)	(32)	(18)	
			(※)	(55)	(32)	(13)	
			(※)	[50]	[29]	[14]	
			(※)	[55]	[29]	[14]	
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
			※	55	27.5	10	
			(※)	(50)	(32)	(18)	
			(※)	(55)	(32)	(13)	
			(※)	[50]	[29]	[14]	
			(※)	[55]	[29]	[14]	

(都道府県営:その7)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率	都 府 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農 地 整 備	(経営体育成型)	※	50	27.5	10	営農環境整備(注15)を除く。
			※	55	27.5	10	
		(畑地帯担い手育成型)	※	50	25	10	
		(畑地帯担い手支援型)	※	50	25	10	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25	10	
		65	65	17.5	7.5		
		50	50	25	10		
	草地畜産基盤整備	※	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
		※	55	25	10		
	農 地 防 災						
	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
		60	55	34	11		
		60	50	39	11		
		55	50	34	16		
		50	50	32	18		
	※	55	39	6			
	※	55	34	11			
	※	50	34	16			
(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。		
	<60>	<50>	<42>	<8>			
	60	55	28	11			
	60	50	33	11			
	<50>	<50>	<32>	<18>			
	<※>	<50>	<32>	<18>			
	50	50	29	14			
	※	50	29	14			
	※	55	29	14			
	(※)	(55)	(28)	(11)			
(湛水防除)	60	55	37	8			
	60	50	42	8			
	55	50	37	13			
	50	50	32	18			
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	※	50	32	18	地すべり対策を除く。		
	50	50	29	14			
	40	40	30	11			
地 盤 沈 下 対 策 農 村 環 境 保 全							
(地盤沈下対策)	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。		
	60	50	39	11			
	55	50	34	16			
	(※)	(50)	(35)	(10)			
(農村災害対策整備)	※	50	29	14	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。		
	(※)	(55)	(29)	(14)			
震災対策農業水利施設整備	<※>	<55>	<37>	<8>			
	<※>	<50>	<32>	<18>			
中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。		
(中山間地域総合整備)	60	55	30	10			
集落基盤整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。		
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
			※	55	27.5	10	
			(※)	(50)	(32)	(18)	
			(※)	(55)	(32)	(13)	
			(※)	[50]	[29]	[14]	
			(※)	[55]	[29]	[14]	
優良農地確保・有効利用対策費	農地集積・集約化対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	※	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
			※	55	27.5	10	
			(※)	(50)	(32)	(18)	
			(※)	(55)	(32)	(13)	
			(※)	[50]	[29]	[14]	
			(※)	[55]	[29]	[14]	

(都道府県営:その8)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	55 <※> 50 ※ ※	50 <50> 50 50 55	27.5 <27.5> 25 27.5 27.5	9 <10> 10 9 9	< >書は、かんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修	55 ※	50 50	27.5 25	9 10	
		基幹水利施設ストックマネジメント	※	50	27.5	9	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するものみに適用する。
経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10		
	圃場整備事業費補助	担い手育成型	※	50	32.5	10	
諸土地改良助	諸土地改良助	一般型	55 55 45	50 50 45	32.5 27.5 27.5	10 9 10	
		土地改良総合整備	<55> 50	<50> 50	<32.5> 25	<10> 10	< >書は担い手育成型(高度利用型)に適用する。特定地域型は、注4)による。
		水田農業振興緊急整備	※	50	25	10	
諸土地改良助	諸土地改良助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	※ ※	50 55	25 25	10 10	
		新農業水利システム保全対策	※	50	25	10	
		畑地かんがい推進モデルほ場設置	50	50	25	10	
畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備					
		(担い手育成型)	※	52	28	8	
		(担い手支援型)	※	52	28	8	
		(緊急整備型)	60	52	28	8	
		(一般型)	60 55	52 50	28 27.5	8 9	
畑地帯開発整備							
		(一般型)	70 70 65 60	65 55 50 50	20 30 32.5 30	6 6 7 8	
		(干拓)					
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					
		(農村総合整備)	<55> 50	<50> 50	<27.5> 25	<9> 10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) < >書は従前のミニ総バ事業に適用する。
		(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27.5 (27.5)	9 (10)	()書は注5)に適用する。
		(地域開発関連整備)	<※> ※ 50 45	<55> 50 50 45	<25> 25 25 27.5	<10> 18 10 10	< >書は特殊地域等に適用する。

(都道府県営:その8)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤保全管理・整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	55 <※> 50 ※ ※	50 <50> 50 50 55	27.5 <27.5> 25 27.5 27.5	9 <10> 10 9 9	< >書は、かんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
		基幹水利施設補修	55 ※	50 50	27.5 25	9 10	
		基幹水利施設ストックマネジメント	※	50	27.5	9	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するものみに適用する。
経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10		
	圃場整備事業費補助	担い手育成型	※	50	32.5	10	
諸土地改良助	諸土地改良助	一般型	55 55 45	50 50 45	32.5 27.5 27.5	10 9 10	
		土地改良総合整備	<55> 50	<50> 50	<32.5> 25	<10> 10	< >書は担い手育成型(高度利用型)に適用する。特定地域型は、注4)による。
		水田農業振興緊急整備	※	50	25	10	
諸土地改良助	諸土地改良助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	※ ※	50 55	25 25	10 10	
		新農業水利システム保全対策	※	50	25	10	
		畑地かんがい推進モデルほ場設置	50	50	25	10	
畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備					
		(担い手育成型)	※	52	28	8	
		(担い手支援型)	※	52	28	8	
		(緊急整備型)	60	52	28	8	
		(一般型)	60 55	52 50	28 27.5	8 9	
畑地帯開発整備							
		(一般型)	70 70 65 60	65 55 50 50	20 30 32.5 30	6 6 7 8	
		(干拓)					
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					
		(農村総合整備)	<55> 50	<50> 50	<27.5> 25	<9> 10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) < >書は従前のミニ総バ事業に適用する。
		(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27.5 (27.5)	9 (10)	()書は注5)に適用する。
		(地域開発関連整備)	<※> ※ 50 45	<55> 50 50 45	<25> 25 25 27.5	<10> 18 10 10	< >書は特殊地域等に適用する。

(都道府県営：その9)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考				
		北 海 道								
		国 庫 率		道	市町村					
		ア	イ	ウ	エ					
農村整備事業費	農村振興整備事業費補助	農村振興総合整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
		田園整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
		(中山間地域総合整備)	<75> <2/3> <60> 60 <55>	<60> <50> <55> 55 <50>	<27.5> <33.3> <25> 30 <27.5>	<5> <6> <8> 10 <8>		<>書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。		
	(農地環境整備)	60	55	30	10					
	(中山間地域総合農地防災)	※ ※	(55) 55	(36) 33	(9) 11		() 書は農地機能保全対策 に適用する。			
農業生産基盤整備事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災								
			(防災ダム)	65 60 60 55 50 ※ ※	55 55 50 50 50 55 50	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16		注7)に該当するものに適用 する。	
		(ため池等整備)	<60> <60> 60 60 <50> <※> 50 ※ ※ (※)	<55> <50> 55 50 50 <50> <32> 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 33 (28)	<8> <8> 11 11 <18> <18> 14 14 11 (11)		注8)に該当するものに適用 する。 <>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 () 書は 地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。		
		(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18				
		農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	※ 60 55 50	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14		地すべり対策を除く。	
		農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 55 50 <※> <※> (※) [※] [※]	55 55 50 50 <55> <50> (50) [55] [50]	41 41 34 32 <36> <36> (35) [29] [29]	4 4 16 18 <9> <14> (10) [14] [14]		農村地域環境保全整備は、注 4)による。 <>書は国営総合農地防災事 業に附帯する県営防災事業に適 用する。 () 書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 [] 書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。注9)	
		震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>			
		農村地域防災減災事業	農 地 防 災							
				(防災ダム)	65 60 60 55 50 ※ ※ ※ ※	55 55 50 50 50 55 50 55	39 34 39 34 32 34 32 32	6 11 11 16 18 6 11 16 13		注7)に該当するものに適用 する。

(都道府県営：その9)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考				
		北 海 道								
		国 庫 率		道	市町村					
		ア	イ	ウ	エ					
農村整備事業費	農村振興整備事業費補助	農村振興総合整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
		田園整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)			
		(中山間地域総合整備)	<75> <2/3> <60> 60 <55>	<60> <50> <55> 55 <50>	<27.5> <33.3> <25> 30 <27.5>	<5> <6> <8> 10 <8>		<>書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。		
	(農地環境整備)	60	55	30	10					
	(中山間地域総合農地防災)	※ ※	(55) 55	(36) 33	(9) 11		() 書は農地機能保全対策 に適用する。			
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災								
			(防災ダム)	65 60 60 55 50 ※ ※	55 55 50 50 50 55 50	39 34 39 34 32 34 34	6 11 11 16 18 11 16		注7)に該当するものに適用 する。	
		(ため池等整備)	<60> <60> 60 60 <50> <※> 50 ※ ※ (※)	<55> <50> 55 50 50 <50> <32> 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 33 (28)	<8> <8> 11 11 <18> <18> 14 14 11 (11)		注8)に該当するものに適用 する。 <>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 () 書は 地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。		
		(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18				
		農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	※ 60 55 50	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14		地すべり対策を除く。	
		農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 55 50 <※> <※> (※) [※] [※]	55 55 50 50 <55> <50> (50) [55] [50]	41 41 34 32 <36> <36> (35) [29] [29]	4 4 16 18 <9> <14> (10) [14] [14]		農村地域環境保全整備は、注 4)による。 <>書は国営総合農地防災事 業に附帯する県営防災事業に適 用する。 () 書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 [] 書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。注9)	
		震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>			
		農村地域防災減災事業	農 地 防 災							
				(防災ダム)	65 60 60 55 50 ※ ※ ※ ※	55 55 50 50 50 55 50 55	39 34 39 34 32 34 32 32	6 11 11 16 18 6 11 16 13		注7)に該当するものに適用 する。

(都道府県営:その10)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国 庫 率		道	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災	(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
				<60>	<50>	<42>	<8>	
				<※>	<55>	<42>	<3>	
				60	55	28	11	
				60	50	33	11	
				※	55	33	11	
				<50>	<50>	<32>	<18>	
				<※>	<55>	<32>	<13>	
				<※>	<50>	<32>	<18>	
				<※>	<55>	<32>	<13>	
50	50	29	14					
※	55	29	14					
(湛水防除)	60	55	37	8				
60	50	42	8					
※	55	42	3					
55	50	37	13					
※	55	37	8					
50	50	32	18					
※	55	32	13					
※	55	36	9					
※	50	36	14					
農地保全整備 (農地保全整備)	※	50	36	14				
60	50	33	11					
55	50	31	13					
50	50	29	14					
水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良								
(水質保全対策)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 <>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。			
(地盤沈下対策)	65	55	41	4				
(総合農地防災)	55	55	34	11				
(公害防除特別土地改良)	55	50	34	16				
50	50	32	18					
※	55	34	11					
※	50	36	14					
(※)	(50)	(35)	(10)					
(※)	(55)	(35)	(10)					
<※>	<55>	<36>	<9>					
<※>	<50>	<36>	<14>					
(農村災害対策整備)	※	50	29	14	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。			
(※)	(55)	(29)	(14)					
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水利施設整備	55	50		27.5	9	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
<※>	<50>	<27.5>	<10>					
50	50	25	10					
※	50	27.5	9					
※	55	27.5	9					
[※]	[50]	[27.5]	[9]					
農地整備								
(経営体育成型)	※	50	32.5	10		営農環境整備(注15)を除く。		
(※)	55	32.5	10					
(畑地帯担い手育成型)	※	52	28	8				
(畑地帯担い手支援型)	※	52	28	8				

(都道府県営:その10)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国 庫 率		道	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災	(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
				<60>	<50>	<42>	<8>	
				<※>	<55>	<42>	<3>	
				60	55	28	11	
				60	50	33	11	
				※	55	33	11	
				<50>	<50>	<32>	<18>	
				<※>	<55>	<32>	<13>	
				<※>	<50>	<32>	<18>	
				<※>	<55>	<32>	<13>	
50	50	29	14					
※	55	29	14					
(湛水防除)	60	55	37	8				
60	50	42	8					
※	55	42	3					
55	50	37	13					
※	55	37	8					
50	50	32	18					
※	55	32	13					
※	55	36	9					
※	50	36	14					
農地保全整備 (農地保全整備)	※	50	36	14				
60	50	33	11					
55	50	31	13					
50	50	29	14					
水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良								
(水質保全対策)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 <>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。			
(地盤沈下対策)	65	55	41	4				
(総合農地防災)	55	55	34	11				
(公害防除特別土地改良)	55	50	34	16				
50	50	32	18					
※	55	34	11					
※	50	36	14					
(※)	(50)	(35)	(10)					
(※)	(55)	(35)	(10)					
<※>	<55>	<36>	<9>					
<※>	<50>	<36>	<14>					
(農村災害対策整備)	※	50	29	14	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。			
(※)	(55)	(29)	(14)					
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水利施設整備	55	50		27.5	9	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
<※>	<50>	<27.5>	<10>					
50	50	25	10					
※	50	27.5	9					
※	55	27.5	9					
[※]	[50]	[27.5]	[9]					
農地整備								
(経営体育成型)	※	50	32.5	10		営農環境整備(注15)を除く。		
(※)	55	32.5	10					
(畑地帯担い手育成型)	※	52	28	8				
(畑地帯担い手支援型)	※	52	28	8				

(都道府県営:その11)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費補助	農 地 整 備					
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	60	52	28	8	
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27.5	8 9	
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。
	農 地 防 災	※ ※	55 50	36 36	9 14		
6次産業化等促 進基盤整備事業 費	6次産業化等促進基 盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	55 <※> 50 ※ ※ [※]	50 <50> 50 27.5 55 [50]	27.5 <27.5> 25 27.5 [27.5]	9 <10> 10 9 9 [9]	<>書は地域用水機能増進 型に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
農山漁村地域整 備事業費	農山漁村地域整備交 付金	経 営 体 育 成 基 盤 整 備	<※> <※> (55) (※) (※) (※) [※] [※]	<50> <55> (50) (50) (55) (52) [50] [55]	<32.5> <32.5> (27.5) (27.5) (28) [25] [25]	<10> <10> (9) (9) (9) (8) [10] [10]	<>書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用す る。 ()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成型、 畑地帯担い手支援型に適用す る。 []書は草地整備型、畜産担 い手総合整備型、草地林地総合 整備型に適用する。
		農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農 業再生緊急整備のうち営農用 水及び農業集落環境管理施設整 備、耕作放棄地解消・発生防止 基盤整備のうち農村生活環境基 盤整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10	
		(畑地帯担い手育 成型)	※	52	28	8	
		(畑地帯担い手支 援型)	※	52	28	8	
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	60	52	28	8	
(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27.5	8 9			
	草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。	
	水 利 施 設 整 備 事 業	55 <※> 50 ※ ※ [※]	50 <50> 50 27.5 55 [50]	27.5 <27.5> 25 27.5 [27.5]	9 <10> 10 9 9 [9]	<>書は地域用水機能増進 型に適用する。但しダム、頭首 工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。	

(都道府県営:その11)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費	戸別所得補償実 施円滑化基盤整 備事業費補助	農 地 整 備					
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	60	52	28	8	
		(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27.5	8 9	
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。
	農 地 防 災	※ ※	55 50	36 36	9 14		
6次産業化等促 進基盤整備事業 費	6次産業化等促進基 盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	55 <※> 50 ※ ※ [※]	50 <50> 50 27.5 55 [50]	27.5 <27.5> 25 27.5 [27.5]	9 <10> 10 9 9 [9]	<>書は地域用水機能増進 型に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
農山漁村地域整 備事業費	農山漁村地域整備交 付金	経 営 体 育 成 基 盤 整 備	<※> <※> (55) (※) (※) (※) [※] [※]	<50> <55> (50) (50) (55) (52) [50] [55]	<32.5> <32.5> (27.5) (27.5) (28) [25] [25]	<10> <10> (9) (9) (9) (8) [10] [10]	<>書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用す る。 ()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成型、 畑地帯担い手支援型に適用す る。 []書は草地整備型、畜産担 い手総合整備型、草地林地総合 整備型に適用する。
		農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農 業再生緊急整備のうち営農用 水及び農業集落環境管理施設整 備、耕作放棄地解消・発生防止 基盤整備のうち農村生活環境基 盤整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10	
		(畑地帯担い手育 成型)	※	52	28	8	
		(畑地帯担い手支 援型)	※	52	28	8	
		(畑地帯総合整備 ・緊急整備型)	60	52	28	8	
(畑地帯総合整備 ・一般型)	60 55	52 50	28 27.5	8 9			
	草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。	
	水 利 施 設 整 備 事 業	55 <※> 50 ※ ※ [※]	50 <50> 50 27.5 55 [50]	27.5 <27.5> 25 27.5 [27.5]	9 <10> 10 9 9 [9]	<>書は地域用水機能増進 型に適用する。但しダム、頭首 工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全 型に適用する。	

(都道府県営：その12) (略)

(都道府県営：その13)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金	※ ※ ※ ※ ※ ※	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)	
	農業水利施設保全合理化事業	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10		
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災害関連緊急地すべり対策を除く。	
	鉱毒対策事業費補助	65 50	50 50	41 32	9 18		
	農道整備	55 50 45	50 50 45	27.5 25 27.5	16 18 20	注4)に該当する場合に適用する。	
農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化基盤整備事業	水利施設整備	55 <※> 50 ※ ※ [※]	50 <50> 50 27.5 55 [50]	27.5 <27.5> 25 9 27.5 [9]	9 <10> 10 9 9 [9]	< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10	
		(畑地帯担い手育成型)	※ ※	52 55	28 28	8 8	
		(畑地帯担い手支援型)	※	52	28	8	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8	
		(畑地帯総合整備・一般型)	60 55	52 50	28 27.5	8 9	
		草地畜産基盤整備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
		農地防災	※ ※	55 50	36 36	9 14	
		農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	※ ※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]
農業水利施設保全合理化事業	農業水利施設保全合理化事業	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10		
水利施設整備事業(農地集積促進型)	水利施設整備事業(農地集積促進型)	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10		
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	※ ※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)	
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	※ ※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)	

(都道府県営：その12) (略)

(都道府県営：その13)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金	※ ※ ※ ※ ※ ※	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)	
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災害関連緊急地すべり対策を除く。	
	鉱毒対策事業費補助	65 50	50 50	41 32	9 18		
	農道整備	55 50 45	50 50 45	27.5 25 27.5	16 18 20	注4)に該当する場合に適用する。	
農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化基盤整備事業	水利施設整備	55 <※> 50 ※ ※ [※]	50 <50> 50 27.5 50 [50]	27.5 <27.5> 25 9 27.5 [9]	9 <10> 10 9 9 [9]	< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10	
		(畑地帯担い手育成型)	※ ※	52 55	28 28	8 8	
		(畑地帯担い手支援型)	※	52	28	8	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8	
		(畑地帯総合整備・一般型)	60 55	52 50	28 27.5	8 9	
		草地畜産基盤整備	※ ※	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
		農地防災	※ ※	55 50	36 36	9 14	
		農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	※ ※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]
農業水利施設保全合理化事業	農業水利施設保全合理化事業	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10		
水利施設整備事業(農地集積促進型)	水利施設整備事業(農地集積促進型)	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10		
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	※ ※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)	
優良農地確保・有効利用対策費	農地集積・集約化対策整備費補助金	※ ※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)	

(都道府県営:その14)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖		縄			
		国 庫 率		県	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	80 ※	80 80	10 10	4 4	
		基幹水利施設補修					
	経営体育成基盤整備事業費補助 圃場整備事業費補助	経営体育成基盤整備	※	75	12.5	5	
		担い手育成型	※	75	12.5	5	
		一般型	75	75	12.5	5	
	諸土地改良事業費補助	土地改良総合整備	※	75	12.5	5	
		諸土地改良事業費補助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	75	12.5	5
	農村環境保全整備推進モデル		※	75	12.5	5	
	新農業水利システム保全対策		※	50	25	10	
	畑地かんがい推進モデルほ場設置		75	75	12.5	5	
畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)	※	75	12.5	5	
		(担い手支援)	※	75	12.5	5	
		(緊急支援型)	75	75	12.5	5	
		(一般型)	75	75	12.5	5	
	畑地帯開発整備	(一般型) (農林地一帯型)	80	80	10	4	
		(干拓)	80 75	80 75	8 10	0 0	
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		(農村総合整備)	2/3	2/3	16.7	6	
		(集落基盤整備)					
	(地域開発関連整備)	※	75	12.5	5		

(都道府県営:その14)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖		縄			
		国 庫 率		県	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤 ^保 ^全 管理・整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	80 ※	80 80	10 10	4 4	
		基幹水利施設補修					
	経営体育成基盤整備事業費補助 圃場整備事業費補助	経営体育成基盤整備	※	75	12.5	5	
		担い手育成型	※	75	12.5	5	
		一般型	75	75	12.5	5	
	諸土地改良事業費補助	土地改良総合整備	※	75	12.5	5	
		諸土地改良事業費補助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	75	12.5	5
	農村環境保全整備推進モデル		※	75	12.5	5	
	新農業水利システム保全対策		※	50	25	10	
	畑地かんがい推進モデルほ場設置		75	75	12.5	5	
畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)	※	75	12.5	5	
		(担い手支援)	※	75	12.5	5	
		(緊急支援型)	75	75	12.5	5	
		(一般型)	75	75	12.5	5	
	畑地帯開発整備	(一般型) (農林地一帯型)	80	80	10	4	
		(干拓)	80 75	80 75	8 10	0 0	
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		(農村総合整備)	2/3	2/3	16.7	6	
		(集落基盤整備)					
	(地域開発関連整備)	※	75	12.5	5		

(都道府県営:その15)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖		縄			
		国 庫 率	県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農村整備事業費	農村振興総合整備 事業費補助	農村振興総合整備	※	2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		田園整備	※	2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	中山間総合整備 事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		(中山間地域総 合整備)	75	75	17	6	農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
農業生産基盤整 備事業費	農地防災事業費補助	農地防災					
		(防災ダム)	※	80	13	7	注7)に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	80	80	11	6	注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。
農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。	
農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	[※] [※] [※]	[80] [75] [2/3]	[19] [19] [19]	[1] [6] [10]	[]書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。	
震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施 設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>		
農村地域防災減災事 業	農地防災	(防災ダム)	※	80	13	7	注7)に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	80	80	11	6	注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。
		農地保全整備 (農地保全整備)	80	80	11	6	農村地域環境保全整備は、注 4)による。

(都道府県営:その15)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖		縄			
		国 庫 率	県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農村整備事業費	農村振興総合整備 事業費補助	農村振興総合整備	※	2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		田園整備	※	2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	中山間総合整備 事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		(中山間地域総 合整備)	75	75	17	6	農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
農地等保全事 業費	農地防災事業費補助	農地防災					
		(防災ダム)	※	80	13	7	注7)に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	80	80	11	6	注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。
農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。	
農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	[※] [※] [※]	[80] [75] [2/3]	[19] [19] [19]	[1] [6] [10]	[]書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。	
震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施 設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>		
農村地域防災減災事 業	農地防災	(防災ダム)	※	80	13	7	注7)に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	80	80	11	6	注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。
		農地保全整備 (農地保全整備)	80	80	11	6	農村地域環境保全整備は、注 4)による。

(都道府県営:その16)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考					
		沖		縄							
		国 庫 率	県	市町村							
		ア	イ	ウ	エ						
農業生産基盤整備事業費	農村地域防災減災事業	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災									
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	75	16	9	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。				
		(農村災害対策整備)	※ (※) ※	2/3 (80) [75]	19 (19) [19]	10 (1) [6]	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 []書及び()書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[]書は甚大地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。				
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4					
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。				
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯担い手育成型)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯担い手支援)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯総合・緊急支援型)	75	75	12.5	5					
		(畑地帯総合・一般型)	75	75	12.5	5					
		草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。				
6次産業化等促進基盤整備事業	6次産業化等促進基盤整備事業費	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4					
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。				
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯担い手育成型)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯担い手支援)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯総合・緊急支援型)	75	75	12.5	5					
		(畑地帯総合・一般型)	75	75	12.5	5					

(都道府県営:その16)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考					
		沖		縄							
		国 庫 率	県	市町村							
		ア	イ	ウ	エ						
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災									
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	75	16	9	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。				
		(農村災害対策整備)	※ (※) ※	2/3 (80) [75]	19 (19) [19]	10 (1) [6]	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 []書及び()書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[]書は甚大地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。				
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4					
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。				
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯担い手育成型)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯担い手支援)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯総合・緊急支援型)	75	75	12.5	5					
		(畑地帯総合・一般型)	75	75	12.5	5					
		草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。				
6次産業化等促進基盤整備事業	6次産業化等促進基盤整備事業費	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4					
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。				
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯担い手育成型)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯担い手支援)	※	75	12.5	5					
		(畑地帯総合・緊急支援型)	75	75	12.5	5					
		(畑地帯総合・一般型)	75	75	12.5	5					

(都道府県営その17) (略)

(都道府県営:その18)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		沖 縄						
		国 庫 率		県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金 沖縄振興交付金 事業推進費	農山漁村地域整備交付金	(中山間地域総合整備)	75	75	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理 等(注15)を除く。	
	地域自主戦略交付金		※	75	17	6		
	沖縄振興交付金	集落基盤整備	※ 80	2/3 80	17 10	6 4		農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
	事業推進費	農業基盤整備促進	※ [※] [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]		()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	※	80	12.5	5			
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災 害 関 連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	60 50	60 50	23 29	11 14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。	
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策						
		農 道 整 備	80	80	10	7	注4)に該当する場合に適用 する。	
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4	営農環境整備(注15)を除く。	
		農 地 整 備						
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5		
		(畑地帯担い手 育成型)	※	75	12.5	5		
		(畑地帯担い手 支援)	※	75	12.5	5		
		(畑地帯総合・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5		
	(畑地帯総合・ 一般型)	75	75	12.5	5			
		草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	※ [※] [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。注16)		
農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	※	80	12.5	5			
水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	※	80	12.5	5			
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業体質強化基盤整 備促進	※ [※] [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。注16)	
農地集積・集約 化等対策費	農地集積・集約化対 策整備交付金	農地耕作条件改善事 業	※ [※] [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。注16)	

(都道府県営その17) (略)

(都道府県営:その18)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		沖 縄						
		国 庫 率		県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略交付 金 沖縄振興交付金 事業推進費	農山漁村地域整備交 付金	(中山間地域総 合整備)	75	75	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理 等(注15)を除く。	
	地域自主戦略交付金		※	75	17	6		
	沖縄振興交付金	集落基盤整備	※ 80	2/3 80	17 10	6 4		農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
	事業推進費	農業基盤整備促進	※ [※] [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]		()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。注16)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災 害 関 連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	60 50	60 50	23 29	11 14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。	
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策						
		農 道 整 備	80	80	10	7	注4)に該当する場合に適用 する。	
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	80 ※	80 80	10 10	4 4	営農環境整備(注15)を除く。	
		農 地 整 備						
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5		
		(畑地帯担い手 育成型)	※	75	12.5	5		
		(畑地帯担い手 支援)	※	75	12.5	5		
		(畑地帯総合・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5		
	(畑地帯総合・ 一般型)	75	75	12.5	5			
		草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	※ [※] [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。注16)		
農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	※	80	12.5	5			
水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	※	80	12.5	5			
農業生産基盤保 全管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業体質強化基盤整 備促進	※ [※] [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。注16)	
優良農地確保・ 有効利用対策費	農地集積・集約化対 策整備費補助金	農地耕作条件改善事 業	※ [※] [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。注16)	

(都道府県営:その19)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国 庫 率		県	市町村		
		ア	イ				ウ
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	70※	6565	2020	66	
		基幹水利施設補修					
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	※	60	25	8	
		圃場整備事業費補助	担い手育成型	※	60	25	8
	圃場整備事業費補助	一般型	60	55	25	8	
		諸土地改良事業費補助	土地改良総合整備	※※	6052	2424	99
	諸土地改良事業費補助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	60	20	8	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	※	60	20	8	
		新農業水利システム保全対策	※	50	25	10	
		畑地かんがい推進モデルほ場設置	50	2/3	17	6	
畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)	※	2/3	20.9	5	
		(担い手支援型)	※	2/3	20.9	5	
		(緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
		一般型	7570	2/365	20.920	56	
	畑地帯開発整備	(一般型)(農林地一帯型)	80	2/3	23.4	4	
		(干拓)					
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)
		(地域開発関連整備)	※	55	25	8	

(都道府県営:その19)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国 庫 率		県	市町村		
		ア	イ				ウ
農業生産基盤 ^保 全 ^管 理・整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	70※	6565	2020	66	
		基幹水利施設補修					
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	※	60	25	8	
		圃場整備事業費補助	担い手育成型	※	60	25	8
	圃場整備事業費補助	一般型	60	55	25	8	
		諸土地改良事業費補助	土地改良総合整備	※※	6052	2424	99
	諸土地改良事業費補助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	60	20	8	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		農村環境保全整備推進モデル	※	60	20	8	
		新農業水利システム保全対策	※	50	25	10	
		畑地かんがい推進モデルほ場設置	50	66.6	17	6	
畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)	※	66.6	20.9	5	
		(担い手支援型)	※	66.6	20.9	5	
		(緊急整備型)	75	66.6	20.9	5	
		一般型	7570	66.665	20.920	56	
	畑地帯開発整備	(一般型)(農林地一帯型)	80	2/3	23.4	4	
		(干拓)					
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)
		(地域開発関連整備)	※	55	25	8	

(都道府県営:その20)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		奄 美						
		国 庫 率		県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備	※	52	24	9	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
		田園整備	※	52	24	9	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
		(中山間地域総合整備)	75	70	22	6	農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。	
農業生産基盤整備事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災	(防災ダム)	※	70	21.4	8.6	注7)に該当するものに適用する。
				※	2/3	21.4	12	
				※	55	34	11	
				※	50	34	16	
		(ため池等整備)	<80> 80 60 <75> <※> 75 60 ※ 50 ※ (※)	<70> 70 70 <2/3> <2/3> 2/3 2/3 2/3 (70)	<26> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 22.4 (21)	<4> 6 9 <9> <9> 7 10 10 14 7 (6)	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。	
	農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)						
	農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	[※] [※] [※]	[70] [55] [50]	[29] [29] [29]	[1] [14] [14]	[]書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
	震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>		
	農村地域防災減災事業	農 地 防 災	(防災ダム)	※	70	21.4	8.6	注7)に該当するものに適用する。
				※	2/3	21.4	12	
			※	55	34	11		
			※	50	34	16		
	(ため池等整備)	<80> <80> 80 60 <75> <※> 75 60 ※ 50 ※	<70> <2/3> 70 70 <2/3> <2/3> 2/3 2/3 (70)	<26> <29.4> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 22.4 (21)	<4> <4> 6 9 <9> <9> 7 10 10 14 7 (6)	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。		

(都道府県営:その20)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		奄 美						
		国 庫 率		県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備	※	52	24	9	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
		田園整備	※	52	24	9	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
		(中山間地域総合整備)	75	70	22	6	農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。	
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災	(防災ダム)	※	70	21.4	8.6	注7)に該当するものに適用する。
				※	2/3	21.4	12	
				※	55	34	11	
				※	50	34	16	
		(ため池等整備)	<80> 80 60 <75> <※> 75 60 ※ 50 ※ (※)	<70> 70 70 <2/3> <2/3> 2/3 2/3 2/3 (70)	<26> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 22.4 (21)	<4> 6 9 <9> <9> 7 10 10 14 7 (6)	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。	
	農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)						
	農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	[※] [※] [※]	[70] [55] [50]	[29] [29] [29]	[1] [14] [14]	[]書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
	震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>		
	農村地域防災減災事業	農 地 防 災	(防災ダム)	※	70	21.4	8.6	注7)に該当するものに適用する。
				※	2/3	21.4	12	
			※	55	34	11		
			※	50	34	16		
	(ため池等整備)	<80> <80> 80 60 <75> <※> 75 60 ※ 50 ※	<70> <2/3> 70 70 <2/3> <2/3> 2/3 2/3 (70)	<26> <29.4> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 22.4 (21)	<4> <4> 6 9 <9> <9> 7 10 10 14 7 (6)	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。		

(都道府県営:その21)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国 庫 率		県	市町村		
		ア	イ				
農業生産基盤整備事業費	農村地域防災減災事業	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	※	2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	2/3	21.4	12	
		(農村災害対策整備)	<※> ※ ※	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29	<4.4> 1 14 14	<>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	70 ※	65 65	20 20	6 6	営農環境整備(注15)を除く。
		農地整備					
		(経営体育成型)	※	60	25	8	
		(畑地帯担い手育成型)	※	2/3	20.9	5	
		(畑地帯担い手支援型)	※	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・一般型)	75 70	2/3 65	20.9 20	5 6	
草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。		
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	70 ※	65 65	20 20	6 6	営農環境整備(注15)を除く。
		農地整備					
		(経営体育成型)	※	60	25	8	
		(畑地帯担い手育成型)	※	2/3	20.9	5	
		(畑地帯担い手支援型)	※	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・一般型)	75 70	2/3 65	20.9 20	5 6	
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経営体育成基盤整備	<※> (※) (※) [※] [※]	<60> (65) (2/3) [2/3] [70]	<25> (20) (20.9) [17] [17]	<8> (6) (5) [7] [7]	<>書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。

(都道府県営:その21)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国 庫 率		県	市町村		
		ア	イ				
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	※	2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	2/3	21.4	12	
		(農村災害対策整備)	<※> ※ ※	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29	<4.4> 1 14 14	<>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	70 ※	65 65	20 20	6 6	営農環境整備(注15)を除く。
		農地整備					
		(経営体育成型)	※	60	25	8	
		(畑地帯担い手育成型)	※	66.6	20.9	5	
		(畑地帯担い手支援型)	※	66.6	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	75	66.6	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・一般型)	75 70	66.6 65	20.9 20	5 6	
草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。		
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	70 ※	65 65	20 20	6 6	営農環境整備(注15)を除く。
		農地整備					
		(経営体育成型)	※	60	25	8	
		(畑地帯担い手育成型)	※	66.6	20.9	5	
		(畑地帯担い手支援型)	※	66.6	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	75	66.6	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・一般型)	75 70	66.6 65	20.9 20	5 6	
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経営体育成基盤整備	<※> (※) (※) [※] [※]	<60> (65) (66.6) [2/3] [70]	<25> (20) (20.9) [17] [17]	<8> (6) (5) [7] [7]	<>書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。

(都道府県営:その22)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国 庫 率		県 市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	60	25	8	
		(畑地帯担い手育成型)	※	2/3	20.9	5	
		(畑地帯担い手支援型)	※	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
	(畑地帯総合整備・一般型)	75 70	2/3 65	20.9 20	5 6		
	草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
	水 利 施 設 整 備 事 業	70 ※	65 65	20 20	6 6		
	農 地 防 災						
	(防災ダム)	※ ※ ※ ※	70 2/3 55 50	21.4 21.4 34 34	8.6 12 11 16	注7)に該当するものに適用する。	
	(ため池等整備)	<80> 80 60 <75> <※> 75 60 ※ 50 ※ (※) ※	<70> 70 70 <2/3> <2/3> 2/3 2/3 2/3 2/3 (70) 50	<26> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 22.4 (21) 29	<4> 6 9 <9> <9> 7 10 10 14 7 (6) 14	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。	
	水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災						
	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。	
	(農村災害対策整備)	<※> ※ ※ ※	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29	<4.4> 1 14 14	< >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。	
	中 山 間 総 合 整 備						
	(中山間地域総合整備)	75	70	22	6	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。	
	(農地環境整備)	※	70	22	6		
	集 落 基 盤 整 備	※ 70	52 65	24 20	9 6	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。	

(都道府県営:その22)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国 庫 率		県 市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	60	25	8	
		(畑地帯担い手育成型)	※	66.6	20.9	5	
		(畑地帯担い手支援型)	※	66.6	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	75	66.6	20.9	5	
	(畑地帯総合整備・一般型)	75 70	66.6 65	20.9 20	5 6		
	草 地 畜 産 基 盤 整 備	※ ※	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
	水 利 施 設 整 備 事 業	70 ※	65 65	20 20	6 6		
	農 地 防 災						
	(防災ダム)	※ ※ ※ ※	70 2/3 55 50	21.4 21.4 34 34	8.6 12 11 16	注7)に該当するものに適用する。	
	(ため池等整備)	<80> 80 60 <75> <※> 75 60 ※ 50 ※ (※) ※	<70> 70 70 <2/3> <2/3> 2/3 2/3 2/3 2/3 (70) 50	<26> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 22.4 (21) 29	<4> 6 9 <9> <9> 7 10 10 14 7 (6) 14	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。	
	水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災						
	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。	
	(農村災害対策整備)	<※> ※ ※ ※	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29	<4.4> 1 14 14	< >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。	
	中 山 間 総 合 整 備						
	(中山間地域総合整備)	75	70	22	6	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。	
	(農地環境整備)	※	70	22	6		
	集 落 基 盤 整 備	※ 70	52 65	24 20	9 6	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。	

(都道府県営:その23)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	備 考	地 帯 区 分				
			奄 美				
			国 庫 率		県	市町村	
			ア	イ	ウ	エ	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農業基盤整備促進	※ (※) [※]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金	農業水利施設保全合理化事業	※	65	25	8	
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	農業用施設等災害関連(農業用施設災関)(ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災害関連緊急地すべり対策を除く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策					
		農 道 整 備	70 65	65 55	20 27.5	11 13	注4)に該当する場合に適用する。
農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化基盤整備事業	水利施設整備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	60	25	8	
		(畑地帯担い手育成型)	※	2/3	20.9	5	
		(畑地帯担い手支援型)	※	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・一般型)	75 70	2/3 65	20.9 20	5 6	
		草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	※ (※) [※]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
	農業水利施設保全合理化事業	農業水利施設保全合理化事業	※	65	25	8	
	水利施設整備事業(農地集積促進型)	水利施設整備事業(農地集積促進型)	※	65	25	8	
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※ (※) [※]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ (※) [※]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)

(都道府県営:その23)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	備 考	地 帯 区 分				
			奄 美				
			国 庫 率		県	市町村	
			ア	イ	ウ	エ	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農業基盤整備促進	※ (※) [※]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
地域自主戦略交付金	地域自主戦略交付金	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	農業用施設等災害関連(農業用施設災関)(ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災害関連緊急地すべり対策を除く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策					
		農 道 整 備	70 65	65 55	20 27.5	11 13	注4)に該当する場合に適用する。
農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化基盤整備事業	水利施設整備	70 ※	65 65	20 20	6 6	
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	60	25	8	
		(畑地帯担い手育成型)	※	66.6	20.9	5	
		(畑地帯担い手支援型)	※	66.6	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	75	66.6	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・一般型)	75 70	66.6 65	20.9 20	5 6	
		草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	※ (※) [※]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
	農業水利施設保全合理化事業	農業水利施設保全合理化事業	※	65	25	8	
	水利施設整備事業(農地集積促進型)	水利施設整備事業(農地集積促進型)	※	65	25	8	
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※ (※) [※]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
優良農地確保・有効利用対策費	農地集積・集約化対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	※ (※) [※]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)

(都道府県営:その24)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率		都 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	55 <※> ※	50 <50> 55	27.5 <27.5> 27.5	9 <10> 9	<>書は、かんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。	
		基幹水利施設補修						
		基幹水利施設ストックマネジメント	※	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するものみに適用する。	
経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備		※	55	25	10		
	圃場整備事業費補助	担い手育成型	※	55	25	10		
		一般型	※	55 50	25 25	10 10		
諸土地改良事業費補助	諸土地改良	土地改良総合整備	※	55 50	25 25	10 10		
	諸土地改良	水田農業振興緊急整備	※	50	25	10		
諸土地改良事業費補助	諸土地改良	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	55	22.5	9	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。	
		農村環境保全整備推進モデル	※	55	22.5	9		
		新農業水利システム保全対策	※	50	25	10		
		畑地かんがい推進モデルほ場設置	50	50	25	10		
		畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備					
畑地帯総合農地整備事業費補助	(担い手育成型)	(担い手育成型)	※	52	25.5	9		
		(担い手支援型)	※	52	25.5	9		
		(緊急整備型)	55	52	25.5	9		
		(一般型)	55	52	25.5	9		
	畑地帯開発整備	(一体型)	(一体型)	70	55	30	6	
			(農林地一体型)	65	50	32.5	7	
		(干拓)						
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
		(農村総合整備)	50	50	25	10		
		(地域開発関連整備)	※	50	25	10		

(都道府県営:その24)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率		都 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤 ^保 全 ^{管理} ・整備事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	55 <※> ※	50 <50> 55	27.5 <27.5> 27.5	9 <10> 9	<>書は、かんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。	
			基幹水利施設補修					
			基幹水利施設ストックマネジメント	※	50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するものみに適用する。
経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備		※	55	25	10		
	圃場整備事業費補助	担い手育成型	※	55	25	10		
		一般型	※	55 50	25 25	10 10		
諸土地改良事業費補助	諸土地改良	土地改良総合整備	※	55 50	25 25	10 10		
	諸土地改良	水田農業振興緊急整備	※	50	25	10		
諸土地改良事業費補助	諸土地改良	生物多様性対応基盤整備促進パイロット	※	55	22.5	9	農村生活環境基盤整備(注15)を除く。	
		農村環境保全整備推進モデル	※	55	22.5	9		
		新農業水利システム保全対策	※	50	25	10		
		畑地かんがい推進モデルほ場設置	50	50	25	10		
		畑地帯総合農地整備事業費補助	畑地帯総合整備					
畑地帯総合農地整備事業費補助	(担い手育成型)	(担い手育成型)	※	52	25.5	9		
		(担い手支援型)	※	52	25.5	9		
		(緊急整備型)	55	52	25.5	9		
		(一般型)	55	52	25.5	9		
	畑地帯開発整備	(一体型)	(一体型)	70	55	30	6	
			(農林地一体型)	65	50	32.5	7	
		(干拓)						
農村整備事業費	農村総合整備事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
		(農村総合整備)	50	50	25	10		
		(地域開発関連整備)	※	50	25	10		

(都道府県営:その25)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率	都 県	市 町 村				
				ア	イ		ウ	エ
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)	
		田園整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)	
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) <>書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
		(中山間地域総合整備)	<2/3> 65 <55>	<50> 60 <50>	<33.3> 30 <27.5>	<6> 7 <8>		
	(農地環境整備)	※	60	30	7			
	(中山間地域総合農地防災)	※	60	31	9			
農業生産基盤整備事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災						
		(防災ダム)	65 60 ※ 50 ※	55 52 50 32 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7)に該当するものに適用 する。	
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <※> 60 ※ 50 ※ ※ (※)	<55> 55 55 <52> <52> 52 50 52 60 (55)	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 (30)	<9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 9 (10)	注8)に該当するものに適用 する。 <>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 () 書は地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。	
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18		
	農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。	
		農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災 (※) [※] [※]	2/3 65 55 50 (50) [60] [50]	55 41 34 32 (35) [29] [29]	4 4 16 18 (10) [11] [14]	() 書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 [] 書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。注9)	
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施 設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>		
	農村地域防災減災事 業	農 地 防 災	(防災ダム)	65 60 ※ ※	60 60 60 55	36 34 34 34	4 6 6 11	注7)に該当するものに適用 する。

(都道府県営:その25)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率	都 県	市 町 村				
				ア	イ		ウ	エ
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)	
		田園整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)	
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) <>書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
		(中山間地域総合整備)	<2/3> 65 <55>	<50> 60 <50>	<33.3> 30 <27.5>	<6> 7 <8>		
	(農地環境整備)	※	60	30	7			
	(中山間地域総合農地防災)	※	60	31	9			
農地等保全事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災						
		(防災ダム)	65 60 ※ 50 ※	55 52 50 32 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7)に該当するものに適用 する。	
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <※> 60 ※ 50 ※ ※ (※)	<55> 55 55 <52> <52> 52 50 52 60 (55)	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 (30)	<9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 9 (10)	注8)に該当するものに適用 する。 <>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 () 書は地域ため池総合整 備のうち大規模に適用する。	
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18		
	農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。	
		農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災 (※) [※] [※]	2/3 65 55 50 (50) [60] [50]	55 41 34 32 (35) [29] [29]	4 4 16 18 (10) [11] [14]	() 書は特定農業用管水路 等特別対策に適用する。 [] 書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。注9)	
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施 設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>		
	農村地域防災減災事 業	農 地 防 災	(防災ダム)	65 60 ※ ※	60 60 60 55	36 34 34 34	4 6 6 11	注7)に該当するものに適用 する。

(都道府県営:その26)

(単位:%)

子算区分 一般会計(歳出)	事業等	地帯区分				備考	
		離島					
		国庫率		都県	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備事業費	農村地域防災減災事業	農地防災					
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <※> 60 ※	<55> 60 60 <55> <55> 60 60	<36> 30 28 <34> <34> 31 28	<9> 10 12 <11> <11> 9 12	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
		(湛水防除)	60 55 50	55 55 55	37 37 32	8 8 13	
		農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	農村地域環境保全整備は、注4)による。
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水利施設整備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全身に適用する。
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	55	25	10	
		(畑地帯担い手育成型)	※	52	25.5	9	
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全身に適用する。
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手支援型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9	

(都道府県営:その26)

(単位:%)

子算区分 一般会計(歳出)	事業等	地帯区分				備考	
		離島					
		国庫率		都県	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農地等保全事業費	農村地域防災減災事業	農地防災					
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <※> 60 ※	<55> 60 60 <55> <55> 60 60	<36> 30 28 <34> <34> 31 28	<9> 10 12 <11> <11> 9 12	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
		(湛水防除)	60 55 50	55 55 55	37 37 32	8 8 13	
		農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	農村地域環境保全整備は、注4)による。
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水利施設整備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全身に適用する。
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	55	25	10	
		(畑地帯担い手育成型)	※	52	25.5	9	
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	水利施設整備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全身に適用する。
		農地整備					営農環境整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手支援型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9	

(都道府県営:その27)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	農 地 整 備					当農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	55	25	10	
		(畑地帯担い手育成型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯担い手支援型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9	
(畑地帯総合整備・一般型)	55	52	25.5	9			
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経営体育成基盤整備	<※> (55) (※) [※] [※]	<55> (50) (55) (52) [55] [60]	<25> (27.5) (27.5) (25.5) [25] [25]	<10> (9) (9) (9) [10] [10]	<>書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。
		農 地 整 備					当農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち当農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
(経営体育成型)	※	55	25	10			
(畑地帯担い手育成型)	※	52	25.5	9			
(畑地帯担い手支援型)	※	52	25.5	9			
(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9			
(畑地帯総合整備・一般型)	55	52	25.5	9			
		草地畜産基盤整備	※ ※	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
		水利施設整備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全体に適用する。
		農 地 防 災					注7)に該当するものに適用する。
		(防災ダム)	65 60 ※ 50 ※	55 52 50 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <※> 60 ※ 50 ※ ※ (※) ※	<55> 55 55 <52> <52> 52 52 50 52 (55) 50	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 (30) 29	<9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 9 (10) 14	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。

(都道府県営:その27)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費補助 特定地域振興生産基盤整備事業費補助	農 地 整 備					当農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	55	25	10	
		(畑地帯担い手育成型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯担い手支援型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9	
(畑地帯総合整備・一般型)	55	52	25.5	9			
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経営体育成基盤整備	<※> (55) (※) [※] [※]	<55> (50) (55) (52) [55] [60]	<25> (27.5) (27.5) (25.5) [25] [25]	<10> (9) (9) (9) [10] [10]	<>書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。
		農 地 整 備					当農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち当農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
(経営体育成型)	※	55	25	10			
(畑地帯担い手育成型)	※	52	25.5	9			
(畑地帯担い手支援型)	※	52	25.5	9			
(畑地帯総合整備・緊急整備型)	55	52	25.5	9			
(畑地帯総合整備・一般型)	55	52	25.5	9			
		草地畜産基盤整備	※ ※	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
		水利施設整備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	<>書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全体に適用する。
		農 地 防 災					注7)に該当するものに適用する。
		(防災ダム)	65 60 ※ 50 ※	55 52 50 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <※> 60 ※ 50 ※ ※ (※) ※	<55> 55 55 <52> <52> 52 52 50 52 (55) 50	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 (30) 29	<9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 9 (10) 14	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。

(都道府県営:その28)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	農 地 防 災					
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
		農 地 保 全 整 備 (農 地 保 全 整 備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注4)による。
		水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災					
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	2/3 65 55 50 (※)	55 55 50 50 (50)	41 41 34 32 (35)	4 4 16 18 (10)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策整備)	<※> ※ ※ (※)	<2/3> 60 50 (60)	<29> 29 29 (31)	<4.4> 11 14 (9)	< >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
		中 山 間 総 合 整 備					
		(中山間地域総合整備)	65	60	30	7	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	※	60	30	7	
		集 落 基 盤 整 備	※ 55	50 50	25 27.5	10 9	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
農 業 基 盤 整 備 促 進	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 (注16)		
農 業 水 利 施 設 保 全 合 理 化 事 業	※	55	25	10			
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	農業用施設等災害関連(農業用施設災関)(ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災害関連緊急地すべり対策を除く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	41 32	9 18	
		農 道 整 備	55 50 45	50 50 45	27.5 25 27.5	16 18 20	注4)に該当する場合に適用する。
農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化基盤整備事業	水 利 施 設 整 備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農 地 整 備 (経営体育成型)	※	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。

(都道府県営:その28)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	農 地 防 災					
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
		農 地 保 全 整 備 (農 地 保 全 整 備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注4)による。
		水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災					
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	2/3 65 55 50 (※)	55 55 50 50 (50)	41 41 34 32 (35)	4 4 16 18 (10)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策整備)	<※> ※ ※ (※)	<2/3> 60 50 (60)	<29> 29 29 (31)	<4.4> 11 14 (9)	< >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
		中 山 間 総 合 整 備					
		(中山間地域総合整備)	65	60	30	7	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
		(農地環境整備)	※	60	30	7	
		集 落 基 盤 整 備	※ 55	50 50	25 27.5	10 9	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
農 業 基 盤 整 備 促 進	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 (注16)		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	農業用施設等災害関連(農業用施設災関)(ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災害関連緊急地すべり対策を除く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	41 32	9 18	
		農 道 整 備	55 50 45	50 50 45	27.5 25 27.5	16 18 20	注4)に該当する場合に適用する。
農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化基盤整備事業	水 利 施 設 整 備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農 地 整 備 (経営体育成型)	※	55	25	10	営農環境整備(注15)を除く。

(都道府県営:その29)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	(畑地帯担い手 育成型)	※ ※	52 55	25.5 25.5	9 9	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25.5	9	
	草地畜産基盤整備	※ ※	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
	農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	※	55	25	10	
水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	※	55	25	10		
農村地域復興再 生基盤総合整備 事業	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	水利施設整備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全体 に適用する。
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	55	25	10	
		(畑地帯担い手 育成型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25.5	9	
		草地畜産基盤整備	※ ※	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
		農 地 防 災					注7)に該当するものに適用 する。
		(防災ダム)	65 60 50 ※ ※	55 52 32 34 52	36 34 32 34 34	9 14 18 11 14	
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <※> 60 ※ ※ ※ (※)	<55> 55 55 <52> <52> 52 52 50 52 (55)	<36> 30 12 <34> <34> 31 28 29 14 (30)	< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 9 (10)	
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	

(都道府県営:その29)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業競争力強化 基盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	(畑地帯担い手 育成型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25.5	9	
	草地畜産基盤整備	※ ※	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
	農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業 に係るものに適用する。注16)
	農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合 理化事業	※	55	25	10	
水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	※	55	25	10		
農村地域復興再 生基盤総合整備 事業	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	水利施設整備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全体 に適用する。
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)	※	55	25	10	
		(畑地帯担い手 育成型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整 備・緊急整備 型)	55	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整 備・一般型)	55	52	25.5	9	
		草地畜産基盤整備	※ ※	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
		農 地 防 災					注7)に該当するものに適用 する。
		(防災ダム)	65 60 50 ※ ※	55 52 32 34 52	36 34 32 34 34	9 14 18 11 14	
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <※> 60 ※ ※ ※ (※)	<55> 55 55 <52> <52> 52 52 50 52 (55)	<36> 30 12 <34> <34> 31 28 29 14 (30)	< 9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 9 (10)	
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	

(都道府県営:その30)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注4)による。
		地盤沈下対策農村環境保全					
		(地盤沈下対策)	60 60 55 (※)	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策整備)	※ (※)	50 (60)	29 (31)	14 (9)	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。
		震災対策農業水利施設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>	
		中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
		集落基盤整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)

(都道府県営:その30)

(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注4)による。
		地盤沈下対策農村環境保全					
		(地盤沈下対策)	60 60 55 (※)	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策整備)	※ (※)	50 (60)	29 (31)	14 (9)	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。
		震災対策農業水利施設整備	<※> <※>	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>	
		中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
		集落基盤整備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
優良農地確保・有効利用対策費	農地集積・集約化対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)

第2199号農林水産事務次官依命通知)及び特定地域振興生産基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2242号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分の欄の利用施設整備事業、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要領の別紙6(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要領の別紙23(効果促進事業に係る運用)の4、戦略交付金要綱の別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙5(農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る運用)の第3の1の別表1の事業の種類欄の8及び9並びに同別紙の別表2の事業の種類欄の9及び10、同要綱の別紙7(農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙11(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の運用別紙6別表1の区分の欄の3、同要綱の別紙15(地域用水環境整備事業に係る運用)の第1の3の(1)の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)から(6)まで及び同区分の欄の2、要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の2、要綱の別表33(効果促進事業に係る運用)の3、6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱(平成24年10月6日付け24農振第1602号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備事業に係る運用)の第1の別表の区分の欄の3、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備事業に係る運用)の第2の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙2(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の要領別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙2-1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙8-1(中山間総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙9(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表1の区分の欄の3に掲げるものとする。なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成28年度地方債同意等基準(平成28年総務省告示第147号)及び平成28年度地方債同意等基準運用要綱(平成28年4月1日付け総財地第87号、総財公第46号、総財務第69号総務副大臣通知)第一の一の1に規定によるものとする。

注16) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2636号農林水産省農村振興局長通知)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙2(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第6の2に定める別記様式第1号、農業基盤整備促進事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2090号農林水産省農村振興局長通知)の第3の1に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)の第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。

注17) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知)第2の6に掲げるもの。

注18) (略)

第2199号農林水産事務次官依命通知)及び特定地域振興生産基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2242号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分の欄の利用施設整備事業、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要領の別紙5(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要領の別紙23(効果促進事業に係る運用)の4、戦略交付金要綱の別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙5(農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る運用)の第3の1の別表1の事業の種類欄の8及び9並びに同別紙の別表2の事業の種類欄の9及び10、同要綱の別紙7(農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙11(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の運用別紙6別表1の区分の欄の3、同要綱の別紙15(地域用水環境整備事業に係る運用)の第1の3の(1)の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)から(6)まで及び同区分の欄の2、要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の2、要綱の別表33(効果促進事業に係る運用)の3、6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱(平成24年10月6日付け24農振第1602号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備事業に係る運用)の第1の別表の区分の欄の3、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備事業に係る運用)の第2の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙2(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の要領別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙2-1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙8-1(中山間総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙9(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表1の区分の欄の3に掲げるものとする。なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成27年度地方債同意等基準(平成27年総務省告示第162号)及び平成27年度地方債同意等基準運用要綱(平成27年4月10日付け総財地第101号、総財公第72号、総財務第87号総務副大臣通知)第一の一の1に規定によるものとする。

注16) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2636号農林水産省農村振興局長通知)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙2(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第6の2に定める別記様式第1号、農業基盤整備促進事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2090号農林水産省農村振興局長通知)の第3の1に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)の第3の1に定める別記様式第1号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。

注17) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知)第2の5に掲げるもの。

注18) (略)